

○消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）（抄）

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省略

三 次条から附則第十七条までの規定 平成二十九年四月一日

(飲食料品に含まれる資産の範囲)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）附則第三十四条第一項第一号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 食品（改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであつて、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）が一万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

二 食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している消費税法第二条第一項第十号に規定する外国貨物（当該外国貨物が関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限る。以下この号において「一体貨物」という。）のうち、保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。附則第五条及び第十四条において同じ。）から引き取られる一体貨物に係る消費税の課税標準である金額が一万円以下であり、かつ、当該一体貨物の価額のうちに当該一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)

第三条 改正法附則第三十四条第一項第一号イに規定する政令で定める事業は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第二号に規定する喫茶店営業その他の飲食料品（同項第一号に規定する飲食料品をいう。次項において同じ。）をその場で飲食させる事業とする。

2 改正法附則第三十四条第一項第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同項第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、消費税法施行令第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。）当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対し、行う飲食料品の提供

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対してもう飲食料品の提供

三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校の施設 当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対してもう飲食料品の提供

四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五百七号）第二条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設 当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対してもう飲食料品の提供

五 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設 当該特別支援学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対してもう飲食料品の提供

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園の施設 当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける児童の全てに対してもう飲食料品の提供

七 学校教育法第一条に規定する特別支援学校に同法第七十八条の規定により設置される寄宿舎 当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する児童、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

（予約販売等に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る税率に関する経過措置）

第四条 事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が、二十九年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年適用日をいう。以下同じ。）以後に行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）のうち二十九年轻減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下同じ。）に該当するものについては、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百七号）附則第五条第一項本文、第二項又は第三項本文の規定は、適用しない。

（高額特定資産の仕入れ等に要した費用に関する経過措置）

第五条 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間に国内において事業者が行う高額特定資産（改正法第五条の規定による改正後の消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産をいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。附則第十二条第二項及び第十四条において同じ。）又は保税地域から引き取られる高額特定資産に該当する課税貨物（同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第十四条第四項及び第五項において同じ。）に係る附則第二十条の規定による改正後の消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の規定による改正後の消費税法施行令第二十五条の五第一項の規定の適用については、同項各号中「百十分の百」とあるのは「百十分の百」（当該課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年

軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、「百八分の百」と、「同項」とあるのは「法第三十条第一項」とする。

(課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準の額に関する経過措置)

第六条 事業者が二十九年適用日から平成三十三年三月三十日までの間に次に掲げる資産の区分のうち異なる二以上の区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡した場合において、これらの資産の譲渡の対価の額が次に掲げる資産ごとに合理的に区分されないときは、消費税法施行令第四十五条第三項の規定にかかわらず、当該対価の額に、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに第一号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額とし、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに第二号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額として、消費税法第二十八条第一項の規定を適用する。

一 課税資産の譲渡等(二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)に係る資産

二 二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る資産

三 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。附則第十一条において同じ。)に係る資産

(仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るもののが含まれる場合の消費税額の計算の特例)

第七条 改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十二条第一項の事業者が、同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合において、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額が他の者から受けた課税資産の譲渡等(二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)に係る部分と二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されないときは、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れに係る支払対価の額(同法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この条及び附則第十四条第三項において同じ。)の合計額のうちに二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十二条第一項第一号に規定する他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものとして、同号の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等の金額に二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るもののが含まれる場合の消費税額の計算の特例等)

第八条 改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、同項に規定する売上げに係る対価の返還等を行う場合において、当該売上げに係る対価の返還等の金額が課税資産の譲渡等(二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)に係る部分と二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されないときは、当該売上げに係る対価の返還等に係る税込価額(同項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次条において同じ。)に、当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに二十九年轻減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十八条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行令第五十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「の内容」とあるのは「に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この号において同じ。）である場合には、資産の内容及び二十九年軽減対象資産の譲渡等である旨）」と、同項第四号中「売上げ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した売上げ」とする。

（貸倒れ等により領収をすることができなくなった金額に二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るもののが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第九条 事業者（改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九条第一項に規定する事業者をいう。次項において同じ。）が、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合（以下この項において「貸倒れ等」という。）において、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額が課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に、当該貸倒れ等の対象となつた課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

2 事業者が、改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をした場合において、当該領収をした税込価額が課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をした税込価額に、これらの課税資産の譲渡等の時ににおけるこれらの課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに当該二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、領収をした二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る税込価額として、同条第三項の規定を適用する。

（国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置）

第十条 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間に受け入れる消費税法第六十条第四項に規定する特定収入に係る消費税法施行令第七十五条第四項の規定の適用については、同項第一号イ中「百十分の七・八」とあるのは「百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・一四）と、同項第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百十分の七・八」とあるのは「百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品（同条第一項第一号に規定する飲食料品をいう。以下の項において同じ。）に該当する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・一四）と、同項第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百十分の七・八」とあるのは「百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品に該当する課税貨物の引取価額に係る支出

のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」とする。

（資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第十一条 消費税法施行令第三十二条の二第一項の事業者が、二十九年適用日前に行つた同項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により二十九年適用日以後に資産の譲渡等を行つたものとみなされる同項に規定するリース譲渡延払収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法施行令第三十六条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた同項に規定する延払条件付譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で二十九年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法施行令第三十六条の二第一項の事業者が、二十九年適用日前に行つた同項に規定するリース譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により二十九年適用日以後に資産の譲渡等を行つたものとみなされる同項に規定するリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

（国又は地方公共団体に準ずる法人に対する特例に関する経過措置）

第十二条 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次項及び附則第十四条第五項において同じ。）の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき課税期間の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、改正法附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

（二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る課税標準の計算等に関する経過措置の適用対象とならない課税資産の譲渡等の範囲）

第十三条 改正法附則第三十八条第一項に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文及び第五項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十四条第一項（これらの規定を同法附則第十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十六号）附則第五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項並びに消費税法施行令の一部を改正する

政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文、第四項本文及び第五項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等とする。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する経過措置）

第十四条 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「十営業日経過措置」という。）の適用を受けようとする事業者が、一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）に係る課税資産の譲渡等（改正法附則第三十八条第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の税込価額（改正法附則第三十八条第一項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分しているときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてのみ十営業日経過措置を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十八 条第一項			行つた課税資產 の譲渡等（ ）	行つた適用対象事業（消費税法施行令等の一部 を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八 号）附則第十四条第一項の規定の適用を受ける 同項に規定する対象事業をいう。以下この項及 び附則第四十一条第一項において同じ。）に係 る課税資產の譲渡等（ ）
附則第四十一 条第一項	課税資產の譲渡 等の税込価額を 当該適用対象 期間における	課税資產の譲渡 等の税込価額を 当該適用対象事業に係る課税資產の譲渡等の税込 価額を	当該適用対象事業に係る課税資產の譲渡等の 税込価額を	当該適用対象事業に係る課税資產の譲渡等の税込 価額を
課税資產の譲渡 等の税込価額の	当該適用対象事業に係る課税資產の譲渡等の 税込価額の			

2 卸売業（改正法附則第三十八条第一項に規定する卸売業をいう。次項において同じ。）又は小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。次項において同じ。）に係る一つは複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事

業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてのみ同条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は改正法附則第四十一條第二項（同条第三項の規定の適用の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「仕入割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分して仕入割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十八 条第二項		行つた卸売業及び小売業		行つた適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十一条第二項において同じ。）	
附則第四十一 条第二項	行つた卸売業及び小売業	における卸売業及び小売業	、卸売業及び小売業	における当該適用対象事業	、当該適用対象事業
、卸売業及び小売業	における卸売業及び小売業	行つた卸売業及び小売業	、当該適用対象事業	行つた適用対象事業	、当該適用対象事業
、当該適用対象事業	における当該適用対象事業	における当該適用対象事業	、当該適用対象事業	行つた適用対象事業	行つた適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十一条第二項において同じ。）

3 卸売業又は小売業に係る一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額（改正法附則第三十八条第二項に規定する課税貨物に係る税込引取価額をいう。以下この項において同じ。）についてのみ改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定（以下この項において「売上割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額と当該対象事業以外の事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額を区分して売上割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十九条第一項

卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）及び小売業（同項に規定する小売業をいう。以下同条までにおいて同じ。）

適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十二条第一項において同じ。）

附則第四十二一条第一項	卸売業及び小売業に係る課税仕入れに当該課税仕入れ	当該課税貨物	当該課税仕入れ	当該課税仕入れに当該課税仕入れ	当該課税貨物	当該課税仕入れ	当該課税仕入れに当該課税仕入れ	当該課税仕入れに当該課税仕入れ	当該課税仕入れに当該課税仕入れ
卸売業及び小売業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等	当該適用対象事業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等	当該適用対象事業に係る課税貨物	当該適用対象事業に係る課税仕入れ	適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税貨物	当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ
卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等	当該適用対象事業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等	当該適用対象事業に係る課税貨物	当該適用対象事業に係る課税仕入れ	適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税貨物	当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ	当該適用対象事業に係る課税仕入れに当該適用対象事業に係る課税仕入れ

4

改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定は、適用しない。

調整対象固定資産（消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れ及び保税地域から引き取った調整対象固定資産に該当する課税貨物については、改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定は、適用しない。

二十九年適用日の属する課税期間に係る改正法附則第四十三条第一項の規定は、同項の事業者が二十九年適用日以後に国内において行う課税仕入れ及び二十九年適用日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用する。この場合において、当該課税期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、当該期間を一の課税期間とみなして消費税法第三十条から第三十六条までの規定を適用する。

(課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用関係)

第十五条 前条第一項に規定する対象事業につき改正法附則第三十八条第一項(前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき改正法附則第三十九条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける場合には、改正法附則第三十九条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第三十八条第一項に規定する軽減売上割合(同条第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十)を改正法附則第三十九条第一項に規定する小売等軽減売上割合とみなして、同項の規定を適用する。

2 前条第一項に規定する対象事業につき改正法附則第四十一条第一項(前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき改正法附則第四十二条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける場合には、改正法附則第四十二条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第四十一条第一項に規定する軽減売上割合(同条第三項の規定の適用がある場合には、百分の五十)を改正法附則第四十二条第一項に規定する小売等軽減売上割合となして、同項の規定を適用する。

(課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続)

第十六条 改正法附則第三十八条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定(以下この項において「経過措置規定」という。)の適用を受けて、消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項の規定による申告書若しくは同法第四十六条第一項の規定による申告書を提出する事業者は、これらの申告書に、経過措置規定の適用を受ける旨を付記するとともに、課税標準の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 改正法附則第四十条第一項の規定による届出書及び改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定による届出書の記載事項は、財務省令で定める。

(改正法附則第四十三条の規定の適用を受ける場合に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間については、当該適用対象期間中に国内において行つた消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れはなかつたものとして、同法の規定を適用する。

2 改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する適用対象期間中に受け入れる消費税法第六十条第四項に規定する特定収入については、同項の規定は、適用しない。

○消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令二十号）（抄）

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省略

三 附則第六条から第十二条までの規定 平成二十九年四月一日

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第六条 改正令附則第三条第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 六十歳以上の者

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者

三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（経過措置規定の適用を受ける場合における申告書に添付すべき書類の記載事項等）

第七条 改正令附則第十六条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事が記載された書類とする。

一 改正法附則第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定の適用を受ける場合次に掲げる事項

イ 改正法附則第三十八条第一項又は第四十一条第一項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の二十九年轻減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するもの及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

二 改正法附則第三十八条第四項又は第四十一条第三項の規定の適用を受ける場合

には、その旨

ホ その他参考となるべき事項

二 改正法附則第三十八条第二項又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける場合

次に掲げる事項

イ 改正法附則第三十八条第二項又は第四十一条第二項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合を含む。）

ハ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合を含む。）

ニ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合を含む。）

ホ その他参考となるべき事項

三 改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受ける場合

次に掲げる事項

イ 改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ 改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定により計算した当該適用対象期間中の課税仕入れ等の税額（改正法附則第三十九条第一項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第三項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税仕入れ等の税額の合計額の計算に関する明細）

ハ その他参考となるべき事項

2 改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一

項の規定の適用を受ける事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。次項及び附則第九条において同じ。）で消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書を提出する者については、消費税法施行規則第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第三項に規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。

3 改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者で消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する者については、消費税法施行規則第二十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第四項に規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。

4 二十九年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年適用日をいう。以下同じ。）の前日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以

下同じ。)において改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における前二項の規定の適用については、第二項中「第二十一条第二項の規定にかかるらず、同条第三項」とあるのは「第二十一条第三項」と、「書類を添付しなければならない」とあるのは「書類(第四項に規定する課税期間のうち改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間に係る同令第二十一条第三項各号に掲げる事項に準ずる事項が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。この場合において、同条第二項に規定する書類については、当該課税期間のうち当該適用対象期間以外の期間に係る同項各号に掲げる事項を記載するものとする」と、前項中「第二十二条第二項及び第三項の規定にかかるらず、同条第四項」とあるのは「第二十二条第四項」と、「書類を添付しなければならない」とあるのは「書類(次項に規定する課税期間のうち改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間に係る同令第二十二条第四項各号に掲げる事項に準ずる事項が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。この場合において、同条第二項及び第三項に規定する書類については、当該課税期間のうち当該適用対象期間以外の期間に係る同条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載するものとする」とする。

(改正法附則第四十条又は第四十三条の規定の適用を受ける旨の届出書の記載事項)
第八条 改正法附則第四十条第一項の規定による届出書には、新規則第十七条第一項の規定にかかるらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新規則第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二 改正法附則第四十条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の年月日

三 前号に規定する課税期間の基準期間における課税売上高(消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次項第三号において同じ。)

四 改正法附則第四十条第一項の規定により当該届出書を提出する旨

五 改正法附則第四十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する著しく困難な事情

2 改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新規則第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項

二 改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとするとする課税期間の初日の年月日(当該課税期間の初日の年月日と同項に規定する適用対象期間の初日の年月日とが異なる場合には、これらの初日の年月日)

三 前号に規定する課税期間の基準期間における課税売上高

四 改正法附則第四十三条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する著しく困難な事情

(改正法附則第四十三条の規定の適用を受ける場合に関する経過措置)

第九条 消費税法施行規則第十七条第五項の規定は、改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者が、改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間中に消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を行った場合について準用する。

2 改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における附則第十一条の規定により読み替えられた消費税法施行規則第二十七条第一項第一号ハ及び第三項の規定の適用については、これら

の規定中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

3 消費税法施行規則第二十七条第四項の規定は、改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における帳簿への記録について準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「改正法」という。）附則第四十三条第一項において読み替えて準用する法」と、「課税期間」とあるのは「改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間」と読み替えるものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。）に係るものと二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものと」と、「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。

（帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十一条 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当する二十九年轻減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同項第五号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「貸倒れ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同条第三項中「課税資産の譲渡等」とあるのは「課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）」と、「と」とあるのは「と、二十九年轻減対象資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの二十九年轻減対象資産の譲渡等）」と、「に区分した」とあるのは「とにそれぞれ区分した」とする。

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第十二条 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「次項において」とあるのは「以下の項及び次項に

おいて」と、「計算した」とあるのは「税率の異なることに区分して合計した」と、「に百十分の十」とあるのは「のうち、課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。）に係る税込価格の合計額に百十分の十を乗じて算出した金額及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る税込価格の合計額に百八分の八」と、「の端数を」とあるのは「の端数を税率の異なることに区分して」と、「明示した」とあるのは「それぞれ明示した」と、「同法」とあるのは「消費税法」と、「当分の間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なることに区分して」とする。

2 二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「」とあるのは「」を税率の異なることに区分して合計した金額と」と、「合計額」とあるのは「合計額を税率の異なる」とに区分して合計した金額」と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なることに区分して」とする。

○財務省告示第百号

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号。以下「改正令」という。）附則第三条第二項（有料老人ホーム等の施設の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第一項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号）別表第一の1(1)に規定する金額（同表第一の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額（以下「限度額」という。）に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。